「認定特定海外事業促進業務指針（案）」に対する意見募集の結果について

令和８年９月 16 日
財　　務　　省

財務省では、「認定特定海外事業促進業務指針（案）」について、令和８年８月６日（木）から令和８年９月４日（金）までの間、ホームページ等を通じて意見募集を行いました。

その結果、11 件御意見をお寄せいただきました。

本件に関して、お寄せいただいた御意見の概要及びそれに対する財務省の考え方は以下のとおりです。なお、お寄せいただいた御意見については、取りまとめの都合上、適宜要約・分割しております。

皆様方の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも財務省行政の推進に御協力いただきますようお願い申し上げます。

【凡例】

JBIC：株式会社国際協力銀行

JBIC 法：株式会社国際協力銀行法（平成 23 年法律第 39 号）

推進法：経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和４年法律第 43 号）

基本指針：特定海外事業の促進に関する基本指針（令和８年９月 11 日閣議決定）

	御意見の概要	御意見に対する財務省の考え方
1	本指針案は、我が国企業の海外進出を促進し、経済安全保障上の重要インフラを確保するという戦略的観点から非常に重要な政策であると理解しているが、事業が失敗した場合の損失リスクを事実上、国庫（国民負担）がほぼ全額を負担するという現行の枠組みには、財政規律の観点から重大な懸念を抱いており、以下の三点を考慮し、指針の修正を強く提案する。	本指針では、「主務大臣に対する情報の提供に当たって留意すべき事項」として、例えば以下のことを示しています。 ・　当該事業の収益性や各種リスク及び民間事業者等による投資の採算性等を評価 ・　会社による支援額その他の条件は、対象事業の事業者の信

	①　国が無限に損失を補填する構造は、財政支出の膨張を招くだけでなく、いずれ国家信用（格付け）にも悪影響を及ぼしかねませんため、財政コストの上限を明確に設定すべき。 ②　事業リスクを企業が負わず、国が全額負担する場合、企業の過剰な冒険心を助長し（モラルハザード）、結果的に無駄なプロジェクトが増加する恐れがあることから、メリハリのある制度設計を求める。 ③　単に企業の「やる気」を引き出すだけでは、海外との厳しい競争に打ち勝てるとは限らず、国のリソースは限られているため、「実現可能性と収益性の厳正な評価」に基づき、支援対象を絞り込むべき。	用力及び特定海外事業に内在する固有の各種リスク等を適切に踏まえつつ、対象事業の実施に必要な民間資金の動員を行うために適切と認められる範囲において設定 ・　認定特定海外事業促進業務に係る勘定全体における損失見込額が当該勘定に属する資本金等の範囲内となることが合理的に見込まれるものとすることが必要 ・　他の支援ツールのみでは実施できず、本制度の支援がなければ実施が困難な事業かどうか、及び本制度の支援によって将来的に民間事業者等による投資の採算性が確保され、継続的に実施可能な事業とみなせるかどうかを精査 ・　十分な民間資金動員を行い、当該事業を実施可能とするために適切と認められる本制度による支援ツール、必要な支援額及びその他の条件等について精査 こうした点に留意して行われる JBIC の助言を踏まえ、政府として認定特定海外事業の認定を適切に行ってまいります。
2	海外事業は情勢の変化を受けやすいため、出資後の継続的な見直しを明記することで、漫然とした株式の長期保有を防ぎ、回収の実効性を高めることができると考える。そのため、出資決定時の回収の見立て（時期や手段等）について、出資後も定期的に検証し、事業環境の変化に応じて適切に見直す旨を明記していただきたい。	推進法第 85 条の６では、認定特定海外事業者に対し、認定特定海外事業の実施状況について毎年度主務大臣に報告するよう求めており、また、本指針においても、JBIC に対し、出資等の実施後においても、適切にモニタリングすることを求めています。 これらを通し、適切に進捗管理を行ってまいります。 なお、認定特定海外事業促進業務の個別案件について、株式の売却等により出資等を終了するに当たっては、その内容について、事前に主務大臣との協議の上で実施することとしており、上記も進捗管理の状況も踏まえながら、適切に対応してまいりま

		す。
３	地政学リスク等の変化は急激であるため、評価機会を増やし、要約を公表することで、迅速な情勢変化への対応と国民に対する説明責任を果たすことができると考える。そのため、諮問機関の評価頻度を「少なくとも事業年度に一回」から「少なくとも半年に一回および重大な情勢変化が生じた際」に改め、評価結果の概要を公表する旨を追加していただきたい。	本指針では、認定特定海外事業促進業務の適切な運営に関して客観的な評価及び監視等を実施するため、外部の有識者により組織される諮問機関による特定海外事業促進業務の実施状況の評価については、少なくとも事業年度に一回行うとともに、会社の求めに応じて適時に認定行うこととしています。 なお、評価結果については、認定特定海外事業促進業務の実施に適切に活用するとともに、主務大臣に報告することとしています。
４	民間金融との重複や民業圧迫（クラウディングアウト）を防ぎ、真に公的支援が必要な事業へ重点的に資金を配分するためには、民間資金補完（追加性）の確認プロセスの明確化が必要。そのため、「本制度の支援がなければ実施が困難」である旨の評価にあたり、民間金融機関等の意向把握や判断根拠を適正に記録・確認する旨を明記していただきたい。	「本制度の支援がなければ実施が困難」である旨の評価の手法について一概に申し上げるのは困難ですが、いずれにせよ、JBICは公文書等の管理に関する法律、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律等に基づき、認定特定海外事業促進業務に関する公文書も適切に管理する必要があります。
５	定例報告を待たずに主務大臣とリスク情報を迅速に共有することで、早期の対応・未然防止が可能となることから、四半期ごとの定例報告に加え、対象事業において財務や実施上の重大なリスクが顕在化した際（またはその兆候が生じた際）の「直ちに行う報告」を明確化していただきたい。	本指針二 ⑵ の出資等の実施後におけるモニタリングにおいて、認定特定海外事業の円滑な実施に支障が生じた場合には、必要に応じて、出資先等から情報の収集を図ることとするとともに、把握等した情報を適時に主務大臣に報告することとしています。 この規定により、御指摘のリスクが顕在化等した際には、そのリスクの大きさ等に応じ、JBICから主務大臣に対し、適時報告がなされるものと考えています。
６	支援の長期化や形骸化を防ぐため、「８年以内に黒字化を達成できない場合は融資の利子率を引き上げる」など、具体的な撤退ラインやペナルティ条	「撤退ライン」については、対象事業の経済安全保障上の効果も勘案しつつ、事業の実施状況や損失の発生要因等のフォローア

	件をあらかじめ定めるべきである。	ップ内容、そして当該事業を取り巻く環境を総合的に踏まえることが必要であると考えています。 その上で、事業者が認定を受けた特定海外事業計画に従って事業を行っていない場合などには、当該計画の認定を取り消すことも可能であり、JBIC や関係省庁と連携しながら、適切な対処をしてまいります。
7	大臣側からの情報提供にとどめず、企業側からも現地ニーズ・流行・海外慣習に基づく仕様変更や、異業種からの需要などの情報を積極的に提供させる仕組みをつくること。 特に、現地の文化や習慣の共有は商品開発の大きな手がかりとなるため、これを支援の枠組みに組み込み、日本企業のさらなる海外展開の道筋とすべきである。	貴重な御意見として承ります。 なお、推進法第 85 条の９では、主務大臣は、同法第５章の２の規定を施行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、説明、意見の表明その他必要な協力を求めることができるとされており、また、同法 85 条の７では、主務大臣は認定特定海外事業者が認定特定海外事業を実施している間、必要に応じ、当該認定特定海外事業者に対し必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとしています。
8	本施策が「日本企業の海外進出の後押し」である以上、外資系企業や海外の親会社の影響を強く受けていないことを要件とすること。 最終的に得られた利益が海外へ流出したり、円安や単なる海外投資に向かったりするのではなく、「日本国内の給料アップ」や「国内の設備投資」にしっかりと充てられるような制度設計にすることを強く望む。	貴重な御意見として承ります。
9	融資された資金や事業展開の過程で、現地の海外企業に対する M&A などを通じて、日本の重要な技術が海外に流出・抜本的に抜き取られる事態にならないか、厳重な警戒と対策を講じること。	貴重な御意見として承ります。
10	この 30 年間、「平等の名の下における自由競争」の結果として、日本企業	貴重な御意見として承ります。

	の優位性は失われてきた。「平等」ではなく、戦術的な「日本経済の発展」および「日本の税収増」に資する政策として、日本企業を優遇することは差別ではなく「区別」である。 　財務省におかれては、今後も日本経済の発展と、それに伴う日本の税収増を明確に見据えた政策立案・実行を推進してほしい。	
11	国の仕事は金儲けではない。利率や回収率以前に、投資が公正なものであるか、戦争・環境破壊・非人道的行為に加担しないかどうかの審査を入れるべき。	貴重な御意見として承ります。
12	件名：外部有識者による評価結果を既存の業務見直し手続へ接続する運用の明確化について 　指針案では、外部有識者による諮問機関が、少なくとも事業年度に一回及び会社の求めに応じて適時に認定特定海外事業促進業務の実施状況を評価し、その結果を会社へ報告するとともに、業務実施に適切に活用し、評価後速やかに主務大臣へ報告することとされている。 　また、施行規則案では、認定特定海外事業促進業務基本指針に評価・監視及び主務大臣への報告を記載し、基本指針を変更する場合の申請手続も設けられている。 　一方、公表資料からは、個別案件に固有ではない業務の実施方法、財務管理、リスク管理、評価・監視等の業務共通事項について、外部有識者から改善又は見直しの必要性が示された場合に、評価結果を既存の業務見直し手続へ接続する具体的な処理経路を明確には確認できない。 　そこで、このような場合には、会社が対応又は見直しの要否を確認し、その判断及び必要な場合の接続先を既存の記録で後から追跡可能な形で残し、見直しが必要と判断した場合には、基本方針の変更その他の既存の適切な手	外部の有識者により組織される諮問機関による認定特定海外事業促進業務の実施状況の評価については、御指摘のとおり、主務大臣への報告が求められています。 　その上で、JBIC 法第 13 条の５で規定する認定特定海外事業促進業務基本方針については、御指摘のとおり、主務大臣の認可を受けて変更できることとされており、また、同条第２項において、主務大臣は、認定特定海外事業促進業務基本方針が会社による認定特定海外事業促進業務の的確な実施上不適当となったと認めるときは、会社に対し、これを変更すべきことを命ずることができるとされています。 　これらを踏まえ、業務の方法等の見直しが必要となった場合には、まずは会社により見直しがなされると考えており、それが適切になされるよう、しっかりと会社を監督してまいりたいと考えています。

	続へ接続する機能を確保することを提案する。	
13	本指針案は、JBIC 法第 13 条の４第１項に基づき、JBIC が認定特定海外事業促進業務を行う際の基本的な考え方を定めるものであり、経済安全保障推進法及び特定海外事業の促進に関する基本指針と整合的に運用されるべきであり、JBIC が主務大臣に情報提供し、又は出資・貸付等を行うに当たっては、事業の実現可能性、収益性、信用リスク、流動性リスク、為替リスクだけでなく、当該事業が我が国のサプライチェーン強靭化、重要技術の保護・普及、データ・デジタル基盤の信頼性、民間資金動員にどの程度資するかを評価すべきである。 特に、海外インフラや重要技術の海外展開では、クラウド、通信、データセンター、ソフトウェア等への依存が事業継続性を左右することから、認定特定海外事業促進業務においては、情報管理体制、サイバーセキュリティ、データ所在、越境移転、技術流出防止、委託先・再委託先管理、障害時復旧能力を評価項目として明示すべきである。 また、公的金融による支援である以上、事業実施国における人権尊重、環境・社会影響、地域社会との関係、腐敗防止、透明性も重要である。人権・環境デュー・デリジェンスを形式的確認にとどめず、事業実施後の継続的モニタリング、苦情処理、改善措置、撤退時対応まで含めるべきである。	本制度は、事業者からの計画の申請を受けて、主務大臣が支援対象事業の認定を行うものであり、その認定に当たり、主務大臣は JBIC に対し、情報提供を求めることができるとされています。 支援対象事業の認定に際しては、主務大臣は、事業者から提供される情報に加え、JBIC から提供された事業の実現可能性や収益性の評価等に関する情報も活用しつつ、支援対象事業の認定を行うこととしており、加えて、主務大臣が支援対象事業の認定を行う際の基準については、推進法第 85 条の３第４項に対象事業の認定基準を明記しているほか、同法第 85 条の２に基づく基本指針において認定に関する基本的な事項を定めています。 政府としては、特定海外事業の認定に当たっては、これらにより、透明性のあるガバナンスの仕組みをしっかりと構築した上で、明確な認定基準に基づき、個々の事業計画をしっかりと審査してまいります。
14	劣後出資等を含め、国が直接的にリスクを背負って民間企業の海外事業をバックアップする場合、事業が失敗した際の損失は最終的に国民が被ることになる。 民間企業が海外展開で得た利益が十分に国内の還元やサプライチェーンの強靭化に結びつく担保が不明確である。 投資先の選定基準や、撤退時・失敗時の損害を最小限に抑えるための Exit	本制度においては、投資の適切性等を確保すべく、推進法第 85 条の３第４項において特定海外事業を認定する際の基準を明記しているほか、基本指針において、特定海外事業計画の認定に関する基本的な事項を定めております。政府としては、これらの基準及び基本指針に基づき、必要な審査を行った上で認定、支援を行うこととしております。

	戦略、および国民負担を防ぐための具体的な条件を指針に明記すべきである。	また、「撤退時・失敗時の損害を最小限に抑えるためのExit戦略」については、対象事業の経済安全保障上の効果も勘案しつつ、事業の実施状況や損失の発生要因等のフォローアップ内容、そして当該事業を取り巻く環境を総合的に踏まえることが必要であると考えています。 その上で、事業者が認定を受けた特定海外事業計画に従って事業を行っていない場合などには、当該計画の認定を取り消すことも可能であり、JBICや関係省庁と連携しながら、適切な対処をしてまいります。
15	国営に近い公的金融機関が支援を行うことで、本来は民間の金融機関でまかなうことが可能なビジネスまで公的資金で代替・歪めてしまう懸念がある。 本指針における支援が、あくまで民間金融の補完に厳格にとどまることを担保するため、適用要件や民間金融機関との協調融資の条件をより厳しく設定すべきである。	本制度は、劣後出融資を行うことで民間資金動員を実現し、民間主体で事業が成立することを前提としたものであり、民間が参画しない事業を対象とすることは想定していない一方、JBIC法第１条第２項に基づくものであることから、民間金融機関との協調融資を原則としておりません。 その上で、本指針においては、「認定特定海外事業促進業務を行うに当たっては、一般の金融機関（国際協力銀行法第一条に規定する一般の金融機関をいう。）が行う金融の補完についても留意することとし、企業その他の会社以外の法人等を含む民間からの資金の動員を図ること」と規定しており、JBICによる劣後出資等を呼び水として、民間企業の参画を図ってまいります。
16	支援対象となる企業が海外で事業を展開するにあたり、高度な機微情報の漏洩リスクや、不適切な第三国への技術・情報流出リスクが懸念される。単なる事業遂行の許可にとどまらず、現地における情報管理体制、セキュリティクリアランスや事後的なモニタリング、コンプライアンス違反が発覚した	基本指針において、特定海外事業計画の認定基準として「特定海外事業については、主務大臣が、当該事業に関する情報を適切に管理するための体制が整備されていると認めることが必要となる。」と規定しており、特定海外事業に関する情報を適切に管理

	場合のペナルティ等、安全保障上のリスクを確実に防ぐための体制構築を認定要件として義務付けるべきである。	するための体制についても、しっかりと確認してまいります。
17	認定特定海外事業促進業務では、JBIC の通常原則である償還確実性と収支相償が適用されず、損失は新勘定の資本金等の範囲で国が先に引き受けるもので、利益が出れば民間に優先配分し、損失は公的資金が吸収する構造だと考えている。これは「民間資金の動員」と説明されるが、実態は高リスク海外事業の損失を納税者が肩代わりする制度だと考えている。 指針は「損失見込額が資本金等の範囲内になることが合理的に見込まれる」と書くだけで、損失上限の国会関与、個別案件の事後検証、失敗時の責任所在を十分に定めておらず、経済安保を理由にすれば、採算の見通しが立たない港湾・インフラ・資源案件でも出資でき、将来の巨額損失につながる恐れがある。財政規律を緩めたまま指針を確定すべきではなく、劣後出資の総枠、個別上限、国会報告義務を法律・指針で明確にするまで反対である。	本制度は、我が国の経済安全保障上重要であるものの、採算性に不確実性があるため、既存の支援ツールだけでは民間企業から十分な投資が行われない海外事業を対象として、ＪＢＩＣが劣後出資等を行い、これを呼び水に民間企業の参画を図ることでその事業を実施可能とするものであり、御指摘には当たらないと考えています。 また、恒常的に赤字が見込まれるような事業性のない事業であって、赤字補塡のために追加出資や融資が延々と求められる可能性があるものを継続して支援することは想定していません。 なお、JBIC 法第 13 条第３項においても、損失額が資本金、準備金及び劣後的政府貸付けに係る借入金の額の合計額の範囲内となるよう出融資額や条件を定めることとしています。
18	特定海外事業の認定は主務大臣、情報提供と出融資は JBIC、損失負担は政府という分担だと思うが、国民から見て誰が何を判断し、失敗したときに誰が責任を負うのか不明確である。 指針では「実現可能性や収益性を精査する」「民間資金動員に必要な範囲で支援する」と抽象的に述べるにとどまり、認定基準の数値化、不認定理由の公表、出資後のモニタリング結果の公開、環境社会配慮の具体的手続が弱いと考えている。 経済安保を理由に情報を秘匿すれば、既得権益化や特定企業への便宜供与をチェックできないため、少なくとも、認定案件の概要、支援額、想定リスク、環境社会配慮の結論、モニタリング結果を原則公表とし、例外は限定列	本制度においては、投資の適切性、透明性を確保すべく、経済安全保障推進法第八十五条の三第四項において特定海外事業を認定する際の基準を明記しているほか、特定海外事業の促進に関する基本指針において、特定海外事業計画の認定に関する基本的な事項を定めております。 また、認定特定海外事業の実施状況についても、推進法第 85 条の６第１項及び第２項の規定に基づき、認定特定海外事業者からの定期的又は必要に応じた報告を受けるとともに、JBIC を通じた適時適切なモニタリングも実施し、確認を行うこととしています。その上で、必要に応じて有識者等の御意見もいただきながら

	挙すべきである。透明性を確保しない指針には反対である。	フォローアップを行うこととしております。 政府としては、これらの基準及び基本指針に基づき、必要な審査を行った上で認定、支援を行うとともに、事業の認定・実施状況やフォローアップ内容等については、企業の個別情報保護等への配慮の必要性や国民への説明責任の在り方とのバランスを考慮しながら、公表の在り方を検討してまいります。
	対象は新興・途上国の港湾、輸送網、海外インフラ、重要技術利用など、相手国の主権と直結する分野だと思うが、日本が「経済安保上重要」として公的資金で先にリスクを取ることは、相手国や第三国から経済圏拡大や影響力行使と受け取られかねない。現地の政治変動、政権交代、国有化、債務問題が起きれば、出資回収不能になるだけでなく、外交関係そのものが悪化する。 指針は相手国リスクを「精査する」と書くだけで、現地社会の合意、債務持続性、相手国法制度、第三国からの対抗措置をどう扱うかを示していないため、案件選定の外交的影響評価と撤退基準を明記しない限り、本指針には反対である。	「撤退基準」については、対象事業の経済安全保障上の効果も勘案しつつ、事業の実施状況や損失の発生要因等のフォローアップ内容、そして当該事業を取り巻く環境を総合的に踏まえることが必要であると考えています。 また、基本指針においては、「主務大臣及び関係行政機関の長は、認定特定海外事業の円滑な実施に必要な事業環境の整備のため、事業実施国・地域と調整・連携を図るよう努めること」とされており、制度の運用に当たっては、御指摘の内容も含め、適切に対応してまいります。
19	港湾、資源関連、大規模インフラは環境破壊、住民移転、労働問題、先住民族の権利侵害が起きやすい分野である。指針は「環境社会配慮の確認結果等を主務大臣に提供する」と一行程度触れるのみで、JBIC 既存の環境ガイドラインとの関係、カテゴリ分類、情報公開、異議申立、是正措置の義務がはっきりしない。 通常業務よりリスクが高く、採算原則も外す以上、環境社会配慮は通常案件以上に厳格であるにもかかわらず、政策的必要性を理由に緩和される恐れがあることから、独立した環境社会審査、公開協議、重大な不備があれば出	基本指針において、「特定海外事業の促進に当たって配慮すべき基本的な事項」として、「条約その他の国際約束等との整合性の確保に関する事項」や「経済活動における人権の尊重」を定めており、御指摘の点にも配慮しながら特定海外事業の促進に努めてまいります。

	資停止・回収を義務付ける規定がない指針には反対である。	
20	「本制度の支援がなければ実施が困難」かつ「支援により将来民間投資の採算が確保される」事業に限る、と書かれているが、この判定は主務大臣とJBIC の裁量に大きく依存する。民間がリスクを取らない案件に公的資金を入れれば、本来撤退すべき事業が存続し、成功しても利益は民間、失敗すれば公的負担というモラルハザードが起きる。 さらに、特定企業・特定国・特定セクターに資金が集中すれば、競争中立性を損なう。また、補完性の判定基準、民間資金の最低動員比率、出口戦略を数値または具体例で示さないまま劣後出資を認めるのは危険であり、市場補完の原則を空洞化させる指針には反対である。	本制度においては、投資の適切性、透明性を確保すべく、推進法第 85 条の３第４項において特定海外事業を認定する際の基準を明記しているほか、基本指針において、特定海外事業計画の認定に関する基本的な事項を定めております。 その上で、恒常的に赤字が見込まれるような事業性のない事業であって、赤字補塡のために追加出資や融資が延々と求められる可能性があるものを継続して支援することは想定していません。
21	JBIC は本来、一般金融機関を補完する政策金融機関であり、本業務は経済安保目的で通常原則を外し、政府の政策判断に深く組み込まれると考えている。そのため、金融機関としての審査機能が、政治的認定の「実行部隊」に変質する恐れがある。 指針は主務大臣の認定条件に沿って契約し、認定取消し時は期限前弁済や株式買取権を行使するとしているが、これは金融判断より政策判断が優先されることを意味する。独立したリスク管理、与党・省庁からの案件押しに対する拒否権、勘定の損失が膨らんだ場合の業務停止基準が必要である。JBIC の専門性と独立性を守る仕組みがない指針には反対である。	特定海外事業の認定に当たっては、主務大臣は、事業者から提供される情報に加え、JBIC から提供された事業の実現可能性や収益性の評価等に関する情報も活用しつつ、支援対象事業の選定を行うこととしています。また、認定後においては、推進法第 85 条の６第１項及び第２項の規定に基づき、認定特定海外事業者からの定期的又は必要に応じた報告を受けるとともに、JBIC を通じた適時適切なモニタリングも実施し、確認を行うこととしています。 海外事業のファイナンスに関する知見をはじめとした JBIC の専門性等を活用しながら、本制度を運用してまいります。
22	海外での重要技術利用やインフラ整備を公的資金で後押しすることは、供給網の強靭化になる場合もあるが、技術・運用ノウハウ・データの相手国依存を深める場合もある。現地法人、現地政府、第三国企業との共同事業では、機微情報の管理が難しくなる。	基本指針において、特定海外事業計画の認定基準として「特定海外事業については、主務大臣が、当該事業に関する情報を適切に管理するための体制が整備されていると認めることが必要となる。」と規定しており、特定海外事業に関する情報を適切に管理

	指針は「情報を適切に管理する体制」を認定要件の一つとして言及するにとどまり、技術流出、サイバーリスク、制裁対象国・主体との間接取引、デュアルユース技術の扱いを具体化していない。経済安保を掲げながら、結果として機微技術や運営権が外部に渡る案件を支援する危険があるため、安全保障上のレッドラインを指針に明記しない限りは本案に反対である。	するための体制についても、しっかりと確認してまいります。
23	以下の理由から、本指針案に反対である。 ・　損失の先順位負担を国が負うのに、総額上限・個別上限・国会報告が指針上あいまいである。 ・　認定・支援・モニタリングの判断過程が不透明で、失敗時の責任が拡散する。 ・　相手国インフラへの公的介入は外交・現地社会リスクが大きく、評価項目が不足している。 ・　環境・社会・人権配慮が既存ガイドラインへの単なる言及にとどまり、本業務の高リスク性に見合わない。 ・　「民間がやらない案件」への劣後出資はモラルハザードと特定企業優遇を招きやすい。 ・　JBIC が政策実行機関化し、金融機関としての独立性と補完原則が後退する。 ・　技術・データ・運営権の流出防止策が具体性を欠く。 経済安保を理由にすれば、高リスク海外事業への公的損失負担を正当化できてしまうため、本指針は、損失上限、公開原則、環境社会審査の義務、撤退基準、国会への定期報告を法律レベルまたは指針の拘束力ある条項として追加するまで確定すべきではない。	本制度は、我が国の経済安全保障上重要であるものの、採算性に不確実性があるため、既存の支援ツールだけでは民間企業から十分な投資が行われない海外事業を対象として、JBIC が劣後出資等を行い、これを呼び水に民間企業の参画を図ることでその事業を実施可能とするものです。 政府としては、本指針のみならず、推進法及び JBIC 法、その下位法令並びに基本指針等に基づき、本制度を適切に運用してまいりたいと考えています。
24	経済安全保障を理由に、通常の償還確実性・収支相償の原則を外した出融	【①について】

	資を JBIC に行わせ、損失を公的勘定が先に引き受ける制度だと思うが、その実効ルールである本指針は、財政統制と国民への説明責任が著しく不足している。損失上限、原則公開、撤退基準、国会への詳細報告を拘束力ある形で追加するまで、確定すべきではない。具体的には以下の５点について、修正を行うべきである。 ① 新勘定の総額上限、個別案件上限、損失見込比率に応じた新規支援停止基準を明記すること。 ② 定規模以上の支援、資本金等の増額、損失の急増について国会報告を義務付けること。 ③ 出口・回収の客観基準を定め、政治的先送りを防ぐこと。 ④ 民間補完の数値基準を置くこと。 ⑤ 案件概要、支援規模、損失見込み、諮問評価を原則公開とすること。	JBIC 法第 13 条第３項においては、損失額が資本金、準備金及び劣後的政府貸付けに係る借入金の額の合計額の範囲内となるよう出融資額や条件を定めることとしています。 また、本指針において、「当面の間、勘定に属する資本金及び準備金を財源として、その範囲内で業務を実施すること」としています。 こうした規定を踏まえ、制度を適切に運用してまいります。 【②について】 JBIC は政府関係機関であり、JBIC の予算は国会でご審議いただております。 また、認定特定海外事業の実施状況については、推進法第 85 条の６第１項及び第２項の規定に基づき、認定特定海外事業者からの定期的又は必要に応じた報告を受けるとともに、JBIC を通じた適時適切なモニタリングも実施し、確認を行うこととしています。その上で、必要に応じて有識者等の御意見もいただきながらフォローアップを行い、企業の個別情報保護等への配慮の必要性や国民への説明責任の在り方とのバランスを考慮しながら、公表の在り方を検討してまいります。 【③について】 「出口・回収の客観基準」については、対象事業の経済安全保障上の効果も勘案しつつ、事業の実施状況や損失の発生要因等のフォローアップ内容、そして当該事業を取り巻く環境を総合的に踏まえることが必要であると考えています。

		【④について】 本制度は、我が国の経済安全保障上重要であるが、採算性に不確実性があるため、既存の支援ツールだけでは民間企業から十分な投資が行われない海外事業を対象として、JBIC が劣後出資等を行い、これを呼び水に民間企業の参画を図ることで、当該事業を実施可能とするものです。 本制度は、劣後出融資を行うことで民間資金動員を実現し、民間主体で事業が成立することを前提としたものであり、民間が参画しない事業を対象とすることは想定していない一方、JBIC 法第１条第２項に基づくものであることから、民間金融機関との協調融資を原則としておりません。 その上で、本指針においては、「認定特定海外事業促進業務を行うに当たっては、一般の金融機関（国際協力銀行法第一条に規定する一般の金融機関をいう。）が行う金融の補完についても留意することとし、企業その他の会社以外の法人等を含む民間からの資金の動員を図ること」と規定しており、JBIC による劣後出資等を呼び水として、民間企業の参画を図ってまいります。 【⑤について】 認定特定海外事業の実施状況については、推進法第 85 条の６第１項及び第２項の規定に基づき、認定特定海外事業者からの定期的又は必要に応じた報告を受けるとともに、JBIC を通じた適時適切なモニタリングも実施し、確認を行うこととしています。その上で、必要に応じて有識者等の御意見もいただきながらフォロ

		一アップを行い、企業の個別情報保護等への配慮の必要性や国民への説明責任の在り方とのバランスを考慮しながら、公表の在り方を検討してまいります。
25	今回の「認定特定海外事業促進業務指針（案）」について、国民の税金を用いて海外事業を支援する制度であるにもかかわらず、指針案には成果目標やKPI（重要業績評価指標）が一切示されておらず、制度の透明性と説明責任が十分に確保されているとは言えない。行政裁量が極めて広く、支援対象の選定理由も抽象的であるため、制度の健全性を損なう重大なリスクを内包していると考えている。 特に、指針案には「主務大臣が必要と認める情報を求めることができる」など、行政裁量が広すぎる文言が複数存在しており、行政裁量が過度に広がると、不透明な支援決定、恣意的な判断、特定企業への便宜供与、天下りの温床化などの危険性が高まると考えており、国民の税金を使う制度として、これは看過できない。 また､複数省庁が関わるにもかかわらず､縦割り行政のままでは正確なKPIを作ることができない。 そのため、本指針案は現状のままでは、行政裁量の暴走、不透明な支援決定、天下り構造の強化、国民負担の増加につながる危険性があると考えており、以下の改善を強く求める。 ① 成果目標とKPIの設定を義務化すること ② 複数省庁の連携構造を明記し、縦割りを排除すること ③ 審査プロセスの電子化・標準化をデジタル庁と連携して進めること ④ 外部有識者の選定基準を公開し、利害関係を排除すること ⑤ 支援対象の選定理由を必ず公開すること	【①について】 頂いた御意見は、今後の政策立案の参考にさせていただきます。 なお、本指針は、JBIC法第１３条の４第１項の規定に基づき、JBICが認定特定海外事業促進業務を行うに当たって従うべきものとして定めるものです。そのため、制度全般の効果を客観的に評価するための成果目標やKPI（重要業績評価指標）を示すものではありません。 【②について】 推進法第４条第２項では、国の関係行政機関は、安全保障の確保に関する経済施策の実施に関し、相互に協力しなければならない旨が定められており、また、同法第85条の９では、主務大臣は、法第５章の２（特定海外事業の促進）の規定を施行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、説明、意見の表明その他必要な協力を求めることができる旨が定められています。 その上で、基本指針においては、関係行政機関の長その他の関係者は、推進法の規定も踏まえ、特定海外事業の促進を図るため、本法その他法令、基本方針、本基本指針等に基づき相互に協力する旨を規定しております。

	⑥　海外事業の監査体制を強化すること ⑦　天下り防止のための独立監査機関を設置すること	こうした規定を踏まえ、関係行政機関との連携を図ってまいります。 【③について】 「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和４年６月３日デジタル臨時行政調査会）等を踏まえ、引き続き、電子化を推進してまいります。 【④について】 外部有識者の選定に当たっては、利害関係者を選定しない等、適切に対応してまいります。 【⑤について】 認定特定海外事業の認定・実施状況については、企業の個別情報保護等への配慮の必要性や国民への説明責任の在り方とのバランスを考慮しながら、公表の在り方を検討してまいります。 【⑥について】 認定特定海外事業の実施状況については、推進法第 85 条の６第１項及び第２項の規定に基づき、認定特定海外事業者からの定期的又は必要に応じた報告を受けるとともに、JBIC を通じた適時適切なモニタリングも実施し、確認を行うこととしています。その上で、必要に応じて有識者等の御意見もいただくこととしており、認定特定海外事業が適切に実施されるよう、しっかりとフォローアップしてまいります。

		【⑦について】 本指針は、JBIC 法第 13 条の４第１項の規定に基づき、JBIC が認定特定海外事業促進業務を行うに当たって従うべきものとして定めるものです。そのため、独立監査機関の設置について定めるものではありません。 頂いた御意見は、今後の政策立案の参考にさせていただきます。
26	政府系金融機関等による特定の海外事業支援・出資枠組みを定める本指針案に対し、将来的な国民負担（増税等）の回避および健全な市場経済の維持という観点から、以下の 4 点について修正・見直しを強く要求する。 ① 特定の海外プロジェクトに対する公的支援の拡大は、案件の焦げ付きや環境・社会リスクの顕在化により、最終的に国民の税金等による損失補填を招くリスクを秘めている。支援認定の判断基準には「最悪のシナリオ（事業失敗時）における公財政への影響評価」を明記し、安易な公的リスクの引き受けを厳格に制限していただきたい。 ② 公的機関が過度な支援や低利融資・出資を行えば、民間金融機関や投資ファンドが本来得るべき正常なビジネス機会を奪う「民業圧迫」につながると思う。本指針における支援認定は「民間資本のみでは対応不可能であり、かつ真に政策的必然性の高い事業」のみに厳格に限定し、民間の参入可能性を最優先する枠組みとしていただきたい。 ③ 「促進すべき事業」の認定基準において、行政・政府の裁量余地が大きすぎる場合、政治的配慮や特定の事業体への利益誘導に利用される恐れがあります。認定プロセスにおける定量的評価基準を厳格化し、審査	【①について】 JBIC 法第 13 条第３項においては、損失額が資本金、準備金及び劣後的政府貸付けに係る借入金の額の合計額の範囲内となるよう出融資額や条件を定めることとされており、こうした規定に基づき、適切に制度を運用してまいります。 【②について】 本制度は、劣後出融資を行うことで民間資金動員を実現し、民間主体で事業が成立することを前提としたものであり、民間が参画しない事業を対象とすることは想定していません。 その上で、本指針においては、「認定特定海外事業促進業務を行うに当たっては、一般の金融機関（国際協力銀行法第一条に規定する一般の金融機関をいう。）が行う金融の補完についても留意することとし、企業その他の会社以外の法人等を含む民間からの資金の動員を図ること」と規定しており、JBIC による劣後出資等を呼び水として、民間企業の参画を図ってまいります。

	過程および判断根拠を外部へ全面公開する透明性手続を指針内に明確に義務付けてください。 ④　事業認定後のモニタリングにおいて、期待された経済的・政策的効果が得られていない場合のアグレッシブな「支援打ち切り・撤退基準」を規定すべきである。事後検証の仕組みをあらかじめ指針内に盛り込み、定期的な実績開示を義務化することで、不採算な海外プロジェクトの慢性的な公的延命を防いでいただきたい。	【③について)】 本制度においては、投資の適切性、透明性を確保すべく、推進法第 85 条の３第４項において特定海外事業を認定する際の基準を明記しているほか、基本指針において、特定海外事業計画の認定に関する基本的な事項を定めております。政府としては、これらの基準及び基本指針に基づき、必要な審査を行った上で認定、支援を行うこととしております。また、事業の認定・実施状況やフォローアップ内容等については、企業の個別情報保護等への配慮の必要性や国民への説明責任の在り方とのバランスを考慮しながら、公表の在り方を検討してまいります。 【④について】 「撤退基準」については、対象事業の経済安全保障上の効果も勘案しつつ、事業の実施状況や損失の発生要因等のフォローアップ内容、そして当該事業を取り巻く環境を総合的に踏まえることが必要であると考えています。 その上で、事業者が認定を受けた特定海外事業計画に従って事業を行っていない場合などには、当該計画の認定を取り消すことも可能であり、JBIC や関係省庁と連携しながら、適切な対処をしてまいります。 なお、恒常的に赤字が見込まれるような事業性のない事業であって、赤字補塡のために追加出資や融資が延々と求められる可能性があるものを継続して支援することは想定していません。

27	日本への見返りおよび日本の経済に利する目的の政策かと思っており、発展途上国への人道的な支援は現地の人々の素養との兼ね合いもあり搾取されるだけの構図になっているものがあると感じるが、こちらの政策は知と技術の向上が日本にも良い影響をもたらす目的としたものと理解する。 一部 NPO への支援のような、何をしているか言葉で誤魔化されやすいものとは一線を画した理知的で先見の明のある判断で目をかけるのであれば、応援したい内容である。	賛同の御意見を受け止めております。本制度を適切に運用することで、我が国の経済安全保障の確保に努めてまいります。

【お問合せ先】
財務省国際局開発政策課
電話番号：（代表）03-3581-4111（内線 2909）
（直通）03-3581-8033